

別表六の二（三） 付表五の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が平成25年改正前の措置法第68条の9の2第2項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の9第3項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。